

# 審査請求書

2019年（平成31年）2月6日

原子力規制委員会 御中

請求申立人 総代  
山崎久隆  
披田信一郎  
木村雅英

行政不服審査法第2条の規定に基づき、次のとおり審査請求を行う。

## 第一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

別紙参照

## 第二 審査請求に係る処分の内容

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（平成30年11月7日、原規規発第1811074号）

## 第三 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2018年（平成30年）11月7日

## 第四 審査請求の趣旨及び理由

「第二記載の設置変更許可処分を取り消す」との決定を求める。

詳細は第九記載の「東海第二原発の運転期間延長認可処分取り消し審査請求書の各論」で述べる。

## 第五 処分庁の教示の有無及びその内容

原子力規制庁法規部門の担当に、行政不服審査法の改定内容など審査手続きについて教示を得た。

## 第六 審査請求の年月日

2019年（平成31年）2月6日

## 第七 口頭意見陳述会の開催

行政不服審査法第31条の規定に基づいて、口頭意見陳述を求める。

この口頭意見陳述の実施において、本来原子力規制委員会が開催すべきであった公聴会に近づけるため、異議申立人以外にも公開し取材を許可することを求める。

## 第八 執行停止の申立て

本件処分は上述のとおり不当な行政処分であるため、本件審査請求とともに、行政不服審査法第25条の規定により、本件処分の執行停止を申し立てる。

本件においては、早急に審理し、審理が終わるまでは東海第二原子力発電所の再稼働・運転延長の為の工事をしないように強く求める。

なお、「国民」でも「私人」でもない防衛省が行政不服審査法に基づいて沖縄県の埋立承認撤回の執行停止を申し立てた折には、国交相がわずか5日間で執行停止を決定した。本申立は当該処分庁と審査庁とが同一であり所謂「身内の」審査であるから、数日で審査・決定できると考える。早急（遅くとも2018年度中）に決定することを強く要望する。

## 第九 東海第二原発の運転期間延長認可処分取り消し審査請求書の各論

### 一 趣旨

日本原子力発電（株）東海第二発電所（以下、原電東海第二原発）は、1978年11月28日に営業運転を開始し、2018年11月27日に40年を迎えた。

本来、改正原子炉等規制法（2012年12月改正）では、それまで明記されていなかった原発の運転期間が決められた。「発電用原子炉設置者が発電用原子炉を運転できる期間は、使用前検査に合格した日から起算して40年とする。」とされた。ただし、この運転期間は満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として延長することができることとされた。

この老朽原発の運転延長については、原子炉等規制法の改正を進めた当時「例外中の例外」（細野豪志原発担当相）とされた。当時の規制委員会の田中俊一委員長も延長は「相当困難」としていた。

ところが、関西電力高浜原発1号機、2号機、美浜原発3号機と、延長申請された3基とも許可され、4基目となった東海第二原発も許可されるに至り、申請さえすればオートメーションに許可される運用となっているのではないかとさえ疑われる。

報道でも、朝日新聞は11月8日付の紙面で「人口が密集し事故時の避難が難しい首都圏の老朽原発を、原則を超えて長く動かす正当な理由は見当たらない」としたうえで、「運転期間の『40年ルール』は、設計が古い原発の退場を促すための規制で、東京電力福島第一原発の事故後に強化された安全対策の柱の一つだ。規制委が認めれば20年の延長もできるが、導入時、政府は『極めて限定的なケース』と説明した」と指摘している。東京新聞は「東海第二はさらに例外、あるいは特別だ」として、福島第1と同型のBWRであること、大震災で実際に津波の被害に遭って外部交流電源と非常用電源の一部を失ったことなどを挙げ、「（大震災での）強い揺れによる原子炉への影響も、本当にないかどうか、不安が残る」と指摘している。

さらに、1740億円と見積もられている安全対策費用さえも、自力で工面出来ない東海第二原発の運転延長許可を、40年ギリギリのタイミングで駆け込み的に出す規制委員会の審査に多くの疑問が呈されている。

福島第一原発事故と原発の老朽化の関係が未だ全て解明されていない上、震災と津波に被災した原発の運転延長を認めた規制委員会の判断に、地元からたくさんの反対の声が上がっている。

茨城県民の声は、報道機関により行われる世論調査で何度も明白な結果が示されており、例え

ば2017年8月に行われた茨城県知事選挙においてNHKが行った出口調査では、東海第二原発の再稼働について、賛成は24%に対して、反対は実に76%にもものぼっている。

## 二 耐震性の欠陥

東海第二原発が設置許可を得て建設された時点の科学的な知見では、福島県から茨城県沖で発生する可能性のある地震及び津波についての知見は浅く、現在の基準地震動に相当する「設計用限界地震」の想定は、わずか270ガルであった。

その後、兵庫県南部地震の発生や地震や津波の知見の増加に伴い、2006年に発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の規定、2013年の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」による基準地震動の策定が行われたが、その間に2005年8月16日宮城沖地震で女川原発の基準地震動を超え、2007年3月25日能登半島地震で志賀原発の基準地震動を超え、2007年7月16日新潟県中越沖地震にて柏崎刈羽原発の基準地震動を超えた。さらに2011年東北地方太平洋沖地震でも東海第二原発で基準地震動、当時600ガルを超え、女川原発でも基準地震動を超えた。また、メルtdownを起こした福島第一原発でも基準地震動を超えていた。

東海第二原発の基準地震動は、震災までに600ガルに引き上げられていたが、その後901ガル、さらに1009ガルへと変遷する。

これは、建設当時の耐震設計において極めて小さな地震動の応力値を用いて設計を行い施工してきたことを意味している。

その後の耐震設計見直しに伴い、構造は変わらないまま基準地震動が大きくなったために、耐震裕度を大きく食い潰してしまったことが、日本原電が作成し規制庁に提出した申請書で明確に読み取れる。

このような状況について、衆議院原子力問題調査特別委員会（2016年5月12日）で政府参考人として出席した山田知穂原子力規制庁長官官房審議官・原子力規制部長は、要旨次のように答弁している。

『危険に近づいたかどうかということについてはちょっといろいろな御判断があろうかと思いますが、最新の知見をもとにして、より十分な安全が確保できるようにということで新しくつくられた基準でございまして、それについては、従来の基準よりも十分技術的な妥当性があり、さらに保守的な評価になっているということを確認した上で、使うことについて我々として是認をしているものでございます。』

『審査におきましては、十分な余裕といいますか保守性を持って安全性が確保されていることを確認するという事になってございます。したがって、余裕を持った状態で基準ですとか評価方法とかというものは決まっておりますので、基準を満たさなければ、（中略）認めない、基準を満たしておれば認めるという形になる』

『余裕が小さくなったのは評価方法が厳しくなったからということで、それが危険になったか危険でないかということに直接つながるものではないというふうに考えてございます。』

さらに菅直人委員は質問で『これがクロスした場合は許可しない（中略）これがクロスするような結果が出たらどうなるんですか。』と問うと、『仮に二つの曲線が重なるという評価があった場合については、そのまま使い続けていいのかどうかということについてはきちんとした評価を改めてやり直すということになるというふうに考えています。』と答弁している。

以上のやりとりをまとめれば、山田参考人は、基準地震動の変遷があったとしても、耐震裕度には十分な余裕がなければならず、さらに裕度が食い潰された結果、「クロスした場合」すなわち安全基準値を超えて応力が生じる場合は、「きちんとした評価を改めてやりなおす」としている。

ところが実際には、基準地震動の増大に伴い生じた応力値の増加により、格納容器スタビライザ（格納容器と圧力容器の間で地震の揺れを吸収する構造材）に生じる応力値が評価基準値を大きく超えた。

これでは「双方の曲線がクロス」し、本当は「失格」である。ところが日本原電は「許容値を満足しない場合は建設設計規格に基づき疲労評価を行う」とする規定に基づいた評価を行い「1未満である」（具体的には発生振動回数40回に対して限界を超える数が48回の揺れと評価された）ことをもって「耐震性がある」とし、それを規制庁も認めてしまった。

しかしこの「疲労評価」計算値は「0.834」で、1にとっても近い。言い換えるならば「2割増し程度の大きさの地震が起きる」か「基準地震動と同じ揺れが二度襲えば」このスタビライザは破損することを示している。

本来必要とされる強度余裕「1.5倍」（規制庁内規による）にすら達していない。

このようなことが生じたのは、40年以上前に今日の知見とはかけ離れた過小評価の地震動評価により設計、施工していたからである。40年運転制限を設けたのは、設計時に予見できないことは反映もできないので、その危険性を除去するためでもある。

規制委員会がこの原発をどうしても許可したいのならば、最低限、耐震強度不足の部分について補強ないし造り直しを指示し、十分な耐震裕度を回復させなければならないのに、それを怠っていることは、原子炉等規制法に反し、違法な処分であると言わざるを得ないのである。

### 三 老朽化にともなう事故・故障の増加

40年間の運転期間中に、東海第二原発で261件のトラブルがニューシア（\*1）のデータベースに登録報告されている。

その内訳は、原子炉等規制法や電気事業法に基づき国への報告が必要なT分類が57件、「保安活動の向上の観点などから産官学で情報共有することが有益な情報」なM分類が172件、それ以外の「原子力発電所運営の透明性向上の観点から電力会社がプレス発表やホームページへの掲載などにより公表している情報」、S分類が32件となっている。（『原子力資料情報室通信』第531号（2018年9月1日）より・原子力資料情報室）

これを年別報告件数としてみると、運転年数が増えるに従いT分類が減少し、M分類が激増し、全体としても増加している。

原電はこのうちM分類を無視し、T分類のみに着目し、「劣化状況評価書（平成29年11月）」では高経年化に伴う劣化は進んでいないとしているが、M分類でも軽微なものばかりとは限らない。むしろ全体の傾向としてバスタブ曲線（\*2）の摩耗故障期が出現していると見ることが出来る。

（\*1）ニューシアとは、1966年から現在まで、原子力施設の運転に関する情報を広く共有するために公開された情報サイト。

（\*2）バスタブ曲線（故障率曲線）とは、時間が経過することによって起こってくる機械や装置の故障の割合の変化をしめすグラフのうち、その形が浴槽の形に似ている曲線のこと。（厚

生労働省「職場のあんぜんサイト」より)

このような経年劣化は、多くの場合部品を交換すれば済むとして、問題とされていないようであるが、実際には建屋の構造や圧力容器など交換不能な部位についての劣化も同様に進行しているとみるべきである。そのことを踏まえて、40年の運転寿命を原子炉等規制法で制定したものであり、20年の運転延長が認められるとするならば、法令上も設備設計、施行上も極めて良好な状態で運転管理が行われ、40年経っても大きな経年劣化の形跡がどこにも見られない程度のもでなければならない。それが「延長が認められるとするならば例外的」としていた当時の田中規制委員長をはじめとした政府及び規制庁の考え方だったはずである。

しかしながら、現状は、事業者からの申請については、本来失格とすべき欠陥があっても、期限が迫っていることを殊更に事業者に対して申し述べ、報道でも発言し、規制庁が事業者に対し書類の提出から記述内容に至るまで手取り足取り、補助し続けた結果として、今回の延長申請の許可となっていることは、規制側が延長許可ありきの、看過し得ない重大な行為であると言わざるを得ないのである。

#### 四 難燃ケーブル問題

東海第二原発に敷設されている電線・ケーブル類は、建屋全域にわたって敷設されている。総延長約1,400kmにも達するが、そのほとんどが燃え易い非難燃性のケーブルである。

現在の規制方針では、全てのケーブルを難燃性ケーブルで敷設することを要求している。従って、これらの取り替えが義務づけられているはずである。ところが日本原電は難燃性ケーブルへの取替えをしないで再稼働を行おうとしている。

ケーブルの火災対策方針は、1975年に発生した米国ブラウンズフェリー原発でのケーブル火災の教訓から取り入れられることとなり、80年11月6日に「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」が制定され、以後はこの規制に則ったケーブルを敷設しなければならないとされた。

ところが、規制方針が検討されている頃には既に設計、建設が進められていた東海第二原発は、この指針は適用されることがなく、当初設計の通りに非難燃性ケーブルが取り付けられた状態のまま、78年に営業運転を開始した。

これもまた老朽原発にありがちな、規制強化前の施設・設備には安全対策のバックフィットが及ばず、新設原発に比べて格段に安全性の低い設備が温存されている例である。

このようなことが容易に想定出来るから、40年の運転制限を定めたのである。

ケーブルならば交換をすれば良いと考えられがちだが、1400kmもの長大なケーブルで、かつ、ケーブル敷設状況について十分な記録がないところさえあると考えられ、全体を交換すること自体が不可能である。もし交換できるのであれば、とくに規制委は指示をしているし、事業者は自主的にも交換をしてきたはずだ。

一般的にケーブルの耐用年数は最大でも30年程度と見込まれているが、既に40年を超えている東海第二は、その点からも「耐用年数切れの老朽施設」であり、これを再稼働するというのなら耐用年数に達しているケーブルを全部新品に交換しなければならない。

ところが規制委員会は、ケーブルの難燃化については一定の基準を定めたものの、耐用年数を大きく超えるケーブルの仕様については、東海第二に限らず全て容認してしまっている。

これは驚くべき事態である。

規制委員会自身が「事故時雰囲気を重ね合わせても60年間の絶縁性能を維持できるとしている」事業者の主張をそのまま認め、規格違反、規制違反を容認しているのである。

このようなケーブルを使用する危険性は、常時つきまとう。2017年1月16日に電線管にケーブル1本を追加挿入する作業で、通電中のケーブルの隙間に新しくケーブルを入れる際、ケーブルを送る治具に先端が金属製のメッセンジャーワイヤーを使用したため、これがケーブルの被覆を破損して火花を発生させるというトラブルを引き起こした。

ニューシアで公表している情報では「敷設されていたケーブルの被覆を損傷させ芯線が露出したことで、通電状態にあったケーブルが周囲の電線管（金属製）に接触したため」とある。

満杯状態の電線管に、メッセンジャーワイヤーという不適切な治具を用いて追加ケーブルを無理矢理入れようとした結果、通電状態だった既設ケーブルの絶縁体が破損して導体がむき出しになったため、電気回路が短絡し火花が発生したという。当然ながら火災につながる可能性もあった。

たった1本のケーブルを追加するだけで損傷事故を発生させていることから、大量のケーブルの取替工事や防火シートによる複合体形成工事において、どれだけのトラブルが発生するのか規制側は想像できなければならない。

## 五 運転延長の審査資料も「黒枠・白抜き」

残念ながら、運転延長の為に多くの審査資料から重要な数値は「黒枠・白抜き」で隠されている。これでは、私たち「国民」が審査の妥当性を確認することは絶対にできない。相変わらず原子力規制委員会は「透明性」が売りだから資料を透明にするのか。「例外中の例外」の運転延長審査なのだから、原発推進企業の「営業秘密」よりも「国民」の安全を優先させるべきではないか。

これだけ多くの重要な結果が隠されている以上、私たちはこの一点だけからも処分撤回を強く要求する。

表 2.4.1-9 炉心シェラウドの疲労評価結果 (PLM40)

応力評価点 - P18

材料 - SUS304L

No.	$S_n$ (MPa)	$K_e$	$S_p$ (MPa)	$S_t$ (MPa)	$S_t'$ (MPa)	$N_a$	$N_c$	$N_c/N_a$
1								
2								
3								
4								
5								
6								
疲労累積係数 $U_n =$							0.0014	

## 六 保安規定無き運転延長

規制委員会が、運転延長を認可した同じ日に、同じ定例会議で、同じ配布資料の中の別紙2「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の保安規定変更認可申請に関する審査結果」によって、保安規定の変更を認可した。

ところがこの保安規定の認可には多くの問題を包含している。

(1) 保安規定の申請はいつ出されたのか？

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）の（経過措置）第十一条には「保安規定認可者は、平成二十五年十月七日までに保安規定の変更の認可を申請しなければならない。」とある。が、規制委と日本原電のホームページを確認しても、日本原電が東海第二の保安規定変更の申請を平成25年10月7日までに出した形跡がない。提出していなかったとすれば、同社は適合性審査・運転延長許可の審査を受ける資格がないのではないか。

(2) 運転延長認可（2018年11月7日）まで保安規定変更の議論を全くしていない

私たちが2018年10月25日に原子力規制庁の審査担当からヒアリングした折に、保安規定は一切審査をしていないと回答した。

その後一度だけ運転延長決定の前日11月6日に事業者ヒアリングがあり、要旨「日本原子力発電から、東海第二発電所の運転期間延長認可申請及び高経年化技術評価等に係る保安規定変更認可申請に関する補足説明資料の提出があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認し必要に応じてコメントを行う旨を伝えた。」とまとめてある。だがこの日に12個の運転延長審査資料が提出されたが保安規定の資料は無い。

(3) 保安規定変更認可は形だけ

11月7日の運転延長認可時（定例会議）の資料に別紙2「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の保安規定変更認可申請（東海第二発電所の高経年化技術評価等）に関する審査結果」が添えられ、保安規定の考え方が記載されているのみで、「保安計画」さえ全くできていないことがこの日の定例会議で明らかになった。実際に、2月5日現在でも「東海第二発電所 関連審査会合」ページの「保安規定（変更）認可 資料」欄には下線が無く、合格していないことを示唆している。

稼働開始後満40年を超え8年以上止まっている東海第二原発を、これほどいい加減な保安規定変更を認め、さらに運転延長まで認めることは許されない。

## **七 「国民」の声を聴こうとしない日本電原電に原発を稼働させる資格なし**

多くの市民が集まった「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」が5万筆近くの「東海第2原発の運転延長・再稼働反対署名」を集めて日本原電（本店）に提出しようとしたり申入書を手渡そうとしたが、何と日本原電は8月1日にも10月3日にも11月7日にも応対もせず受取りを拒否した。そればかりか、10月22日に送った2万筆近くの署名用紙を運転延長認可前日の11月6日に労力と運送費用を使って送り返してきた。

まっとうな人間が運営する法人とは思えない。署名は、原子力規制委員会にも経産省にも提出し、経産省にはこのような日本原電の態度に対して何らかの指導を訴えた。原発は、いざ事故が起こったら多数の人々のふるさとも生活も仕事も奪い被曝させ命と健康を奪う。原子力規制委員会は、これほど無責任で社会性が全く無い日本原電に、原発の運転延長を認めてはいけない。

以上